

社会福祉法人いぶき福祉会 理事長専決事項に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、定款第24条に基づき理事長専決について必要な事項を定める。

(理事長専決事項)

第2条 理事長は、次の事項を専決することができる。

- (1) 「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員の任免に関すること。
- (2) 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること。
- (3) 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が当法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるものに関すること。
- (4) 予算範囲以内の設備資金の借入に係る契約に関すること。
- (5) 次に掲げる建設工事請負や物品購入等のうち概ね100万円以下の契約に関すること。
 - ア 日常的に消費する給食材料、消耗品などの日々の購入
 - イ 施設設備の保守管理、物品の修繕等
 - ウ 緊急を要する物品の購入等
- (6) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等の支出並びにこれらの処分に関すること。
- (7) 損傷その他の理由によって不要となった物品、又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄に関すること。
- (8) 予算上の予備費の支出に関すること。
- (9) 入所者・利用者の日常の処遇に関すること。
- (10) 入所者の預り金の管理に関すること。
- (11) 寄附金の受け入れに関すること。
- (12) 運営規程第4条「職員の職種、員数及び職務の内容」の職員の員数の変更に関すること。
- (13) 運営規程第9条「利用者から受領する費用の額等」の食事の提供に要する費用の額の変更に関すること。

(改廃)

第3条 この細則の改廃は、理事会が決議する。

附則

この細則は平成29年4月1日から施行する。